

クリーニング所を開設される皆さんへ

■書類を提出する前に・・・

※クリーニング所については、下記の法令による規制対象となりますので、事前に下記の担当部署に相談してください！

関係法令	内容	担当部署	連絡先
建築基準法	クリーニング所を建てられる地域が限定されていますので、事前に相談してください。	郡山市 開発建築指導課	924-2371
農地法	クリーニング所を農地に建てる場合は、農地転用等の手続きが必要になりますので、事前に相談してください。	郡山市 農業委員会事務局	924-2481
農業振興地域の整備に関する法律		郡山市 農業政策課	924-2201
水質汚濁防止法	特定施設に該当し届出が必要ですので、事前に相談してください。	郡山市 環境保全センター	923-3400
下水道法	洗濯排水を下水道や合併浄化槽に排出する場合は届出が必要ですので、事前に相談してください。	郡山市 お客様サービス課	932-7666
廃棄物処理法	石油系溶剤を使用する場合は、廃棄物処理において『特別管理産業廃棄物管理責任者』の設置が必要です。事前に相談してください。	郡山市 3R 推進課	924-2181
消防法	石油系溶剤を使用する場合は、溶剤の保管や保管場所等の規制がありますので、事前に相談してください。	郡山消防署	923-8172

■必要書類

●：必ず提出が必要な書類 ○：該当する場合、提出が必要な書類

種類	内容	提出時 チェック欄
●クリーニング所 構造設備検査確認申請書	・第1号様式 ・検査手数料【16,000円（現金）】	
●クリーニング所開設届	・第3号様式	
●平面図	・構造設備の概要を明示したもの (洗い場・仕上げ場・整理場・取次所等の区分、面積算定に使用した寸法、換気扇の位置、機械器具等の配置等)	
●クリーニング師免許証	・原本及び写し（原本確認実施） ※現在の姓と免許証等記載の姓が異なる場合は、戸籍抄本添付 ※クリーニング師を設置しない取次所は必要ありません。	
○登記事項証明書	≪開設者が法人の場合≫ ・発行後6ヶ月以内のもの	
○クリーニング所一覧	≪開設者がほかにクリーニング所を開設している場合≫ ・台帳番号、施設名称、施設所在地、クリーニング師氏名等を記載したもの（裏面参照）	

書類の提出期限は、
オープン1週間前です！

⇒裏面もご覧ください

(例) 郡山太郎クリーニング所一覧

No.	台帳番号	施設名称	施設所在地	クリーニング師氏名	従業員数	クリーニング所種類
1	2532	郡山太郎クリーニング〇〇店	郡山市朝日二丁目●●	郡山太郎	6人	工場
2	2858	郡山太郎クリーニング△△店	郡山市富久山町▲▲	なし	2人	取次所

■審査項目

○：必須項目 ○：追加項目（有機溶剤を使用する場合） ※取次所については、①、②、④、⑥、⑦、⑩のみ

審査項目	
① 書類は整っているか？	【取次所】
② クリーニング所以外の居室等は、壁又はドアにより隙間なく区画されているか？	【取次所】
③ 洗い場、仕上場は区分されているか？	
④ 広さは十分か？	【取次所】
⑤ 洗い場の構造は適当か？	
⑥ 換気、採光は適当か？	【取次所】
⑦ 未処理品、仕上品を区分して納める設備は十分か？	【取次所】
⑧ 洗濯物を適正に処理できる業務用設備（洗濯機、脱水機、ポイラー等）を備えているか？	
⑨ 洗濯用薬品の格納設備は十分か？また、薬品を容器に明示してあるか？	
⑩ 消毒を要する洗濯物の専用の容器及び消毒設備は整っているか？	
⑪ 集配容器は未処理品、仕上品を区別できる構造か？	【取次所】
⑫ アイロン、噴霧器、その他仕上器具は十分かつ適当か？	
⑬ 有機溶剤を使用する場合、局所排気装置等の換気設備を適切に設置しているか？ （溶剤蒸気回収装置等の有無）	
⑭ 有機溶剤を使用する場合、ドライクリーニング機の排液の処理は適当か？ （排液処理装置の有無）	
⑮ 有機溶剤を使用する場合、ドライクリーニング機のスラッジ、廃油、使用済フィルター等の処理は適当か？また、保管の際、ふた付きの容器等に密閉して保管しているか？	
⑯ 有機溶剤を使用する場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置は適当か？	
⑰ 有機溶剤を使用する場合、染み抜きの際の部分換気装置は適当か？	

■その他

- クリーニングなどの生活衛生関係営業を営む皆さんは、生活衛生同業組合に任意で加入できますので、詳しくは各組合にお問い合わせください。
- 開設者（個人又は法人）の氏名、営業施設の所在地、電話番号及び検査確認年月日等の情報は、郡山市情報公開条例に基づく情報開示の対象となります。

お問い合わせ及び相談窓口はこちら

郡山市保健所生活衛生課 環境衛生係
〒963-8024 郡山市朝日二丁目 15-1 TEL 024-924-2157 FAX 024-934-2860
E-mail seikatsueisei@city.koriyama.lg.jp